

軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書 (原動機付自転車・小型特殊自動車)

受付印

令和 年 月 日

みやま市長 様

次のとおり申告及び標識の返納をします。

廢

申告の理由		種別	廃車年月日		
廃車	原動機付自転車	小型特殊自動車	令和	年	月
<input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 盗難・紛失 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (総排気量0.05L又は定格出力0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付 (定格出力0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (総排気量0.09L又は定格出力0.8kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (総排気量0.125L又は定格出力1.0kW以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="radio"/> トランクター <input type="radio"/> コンバイン <input type="radio"/> α <input type="checkbox"/> その他	標識番号		

① 所有者	納税 (申告) 義務者	住所 (所在地)	〒□□□一□□□□	主たる定置場	1. 所有者の住所または所在地と同じ		
		(フリガナ)		2. その他		
		氏名 (名称)	車名	型式及び年式	原動機の型式番号	
生年月日	昭和・平成 年 月 日	電話番号	車台番号	型式認定番号	総排気量又は定格出力		
② 使用者	①と同一の場合は記入不要	住所 (所在地)	〒□□□一□□□□			cc kW	
		(フリガナ)	長さ cm	幅 cm	最高速度 km/h	最高出力 kw
		氏名 (名称)	標識返納の有無	標識返納がない場合、その理由		
生年月日	昭和・平成 年 月 日	電話番号	1. 有 2. 無	イ. 盗難 □. 紛失 ハ. 破損 二. その他() 具体的に:			
③ 届出者	①②同一の場合記入不要	住所 (所在地)			届出年月日	令和 年 月 日	被害年月日
		(フリガナ)	届出警察署	警察署 交番・駐在所		
		氏名 (名称)	受理番号			
生年月日	昭和・平成 年 月 日	電話番号					

※ みやま市 記入欄	本人確認	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他(_____)	処理	受付	確認

< 記載要領 >

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□(チェック欄)にレを記入すること。なお、「種別」の欄については、該当箇所の□(チェック欄)のいずれか1つのみにレを記入すること。
- 3 「廃車年月日」の欄には、納税義務が消滅した年月日を記入すること。
- 4 「納税義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 5 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 6 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
- 7 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
- 8 「標識返納の有無」の欄には、標識の返納が有る場合には1を、また、標識の返納のない場合には2を○で囲むこと。
なお、 標識の返納のない場合については、その理由に該当する項目を○で囲み、具体的な理由を記入すること。
- 9 「最高出力」の欄は、総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下の一般原付の申告時のみ記入すること。
- 10 「盗難届出」の欄には、「申告の理由」又は「標識返納がない場合、その理由」欄において「盗難」に該当する場合に、その盗難を届出た年月日、被害年月日、届出警察署及び受理番号を記入すること。

< 注意 >

本申告において虚偽の申告をした場合、地方税法第463条の20(虚偽の申告等に関する罪)により30万円以下の罰金に処せられることがあります。